

2 空港・港湾等の交通拠点と生産拠点を結ぶ広域幹線道路網の整備推進について

(財務省、国土交通省)

【内容】

- (1) 平成32年度の開通見通しとなった名古屋環状2号線は、国際物流・交流拠点の名古屋港への重要なアクセス道路であり、西南部・南部区間の完成に伴って名古屋都市圏の環状道路としての機能が最大限に発揮されることから、一日も早い開通に向けて整備を加速すること。
- (2) 名豊道路は、完成自動車の国際ハブ港である三河港と輸送機器等の生産拠点を結ぶ本県の重要な東西軸であることから、早期全線開通と4車線化に向けて整備を加速すること。
- (3) 西知多道路は、国際拠点空港の中部国際空港と高速自動車国道とを直結する道路であることから、国が責任を持つべき道路として、未事業化区間の早期事業化を図るとともに、事業中区間の早期整備を推進すること。
- (4) 三遠南信自動車道は、県境を越えた広域連携の軸となって広域幹線道路ネットワークを形成することから、早期整備を図ること。また、浜松三ヶ日・豊橋道路は、三遠南信自動車道と一体となって広域幹線道路ネットワークの効果をさらに高める重要な道路であることから、計画の早期実現に向け、国が行っている直轄調査を加速すること。
- (5) 名岐道路は、リニア・インパクトを広く中部圏全域に波及させるとともに、名古屋と岐阜との間の交流・連携強化に資する重要な道路であることから、計画の早期実現に向け、国が着手した直轄調査を加速すること。また、国道41号名濃バイパスなど、名古屋都市圏における道路ネットワークの早期整備を推進すること。
- (6) 広域幹線道路と一体となって、地方が幹線道路整備を進めるために、国庫補助金や社会資本整備総合交付金について所要額を確保するとともに、補助事業による支援対象を拡充すること。
- (7) 高速道路ネットワークの整備促進と賢い利用を図るため、中京圏の料金体系の早期見直しを進めること。
- (8) 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の補助率等の嵩上げ措置については平成30年度以降、継続・拡充すること。

(背景)

- 国内随一の製造品出荷額を誇る本県にとって、県内の生産拠点から交通拠点を結ぶ広域幹線道路に依然として残る未供用区間の解消は大きな課題であることから、早期開通に向けて整備を加速し、物流の速達化、効率化を図ることにより、本県における生産性革命を実現する。
- 名古屋環状2号線の西南部・南部(名古屋西JCT～飛島JCT間12km)は、当該路線において唯一残された未開通区間であり、当区間の整備により、名古屋都市圏の環状道路が完成し、ネットワーク効果が飛躍的に高まる。現在、国土交通省と中日本高速道路(株)において工事が進められているところである。平成32年度に開通するとの見通しが公表されたが、一日も早くストック効果の発揮を図るため整備を加速する必要がある。
- 名豊道路は、実質、国道1号のバイパス機能を有し、三河港等の重要港湾と西三河南部の輸送関連機器等の主要生産拠点を結ぶ重要な東西軸であり、既に計画区間の約9割が供用している。残る蒲郡バイパス東部区間は、鋭意事業が進められているものの供用時期が示されず、唯一の未供用区間となる。全線が繋がらなければ、本路線の重要な役割である東西軸としての機能が発揮されないため、一日も早い完成を図り、併せて交通混雑区間の4車線化整備を加速する必要がある。
- 西知多道路は、国際拠点空港の中部国際空港と高速自動車国道の新東名高速道路(伊勢湾岸自動車道)を直結するとともに2027年度開業予定であるリニア中央新幹線の名古屋駅とも名古屋高速道路を経由してつながる重要な路線である。本県としても平成28年度より事業化された区間の早期整備に向けて鋭意取り組んでいるところであるが、重要な空港・港湾とのネットワークを形成する路線については、国により整備・管理すべきと考えており、未事業化区間について国による早期事業化を図る必要がある。
- 浜松三ヶ日・豊橋道路は、中部を南北に結ぶ三遠南信自動車道、新東名・東名高速道路や名豊道路を有機的に結び、ネットワーク効果をさらに高める重要な道路であるため、国が行っている直轄調査において、地域のネットワークの課題の調査を加速し、計画の具体化を図る必要がある。
- 名岐道路は、名古屋圏域と岐阜圏域をつなぎ、リニア中央新幹線のインパクトを広範囲に波及させるなど、地域連携・交流の強化につながる重要な路線であるため、早期実現に向けて、平成29年度より着手した直轄調査において、事業化の課題である道路構造や事業主体等の検討を加速し、国により計画の具体化を図る必要がある。
- 広域幹線道路を補完する国道41号名濃バイパス、国道153号豊田北バイパス、国道155号豊田南バイパス等は、都市間の交流・連携を促進する役割を担うため、早期整備を図る必要がある。
- 広域幹線道路とモノづくりの生産拠点などを結ぶ物流ネットワークの強化は、極めて重要であるため、この役割を担う県管理の幹線道路整備について、計画的かつ着実に実施できるよう安定的に予算を確保するとともに、補助事業による支援対象を拡充する必要がある。
- 近畿圏における新たな高速道路料金での運用が平成29年6月より始まったことを受けて、今後、中京圏での検討が本格化する見込みであることから、高速道路料金体系を早期に見直す必要がある。
- 迅速かつ着実な道路整備の推進により、「安全・安心の確保」や「生産性の向上による成長力の強化」を実現するためには、道路財特法の規定による補助率等の嵩上げ措置について平成30年度以降、継続・拡充することが不可欠である。